

寒川町告示第54号

令和7年度国民健康保険料の料率及び減額を次のとおり決定したので、寒川町国民健康保険条例（昭和34年寒川町条例第8号）第16条第3項、第16条の6の6第3項、第16条の11第3項、第20条第2項並びに第20条の3第2項及び第5項の規定により告示する。

令和7年6月2日

寒川町長 木村俊雄

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額（医療分）の保険料率
 - (1) 所得割 100分の5.80
 - (2) 被保険者均等割 24,400円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 21,000円
 - イ 特定世帯 10,500円
 - ウ 特定継続世帯 15,750円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.60
 - (2) 被保険者均等割 11,000円
 - (3) 世帯別平等割
 - ア 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 9,800円
 - イ 特定世帯 4,900円
 - ウ 特定継続世帯 7,350円
- 3 介護納付金賦課額（介護分）の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.20
 - (2) 被保険者均等割 10,800円
 - (3) 世帯別平等割 7,000円
- 4 基礎賦課額（医療分）の減額
 - (1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）
 - ア 被保険者均等割 17,080円
 - イ 世帯別平等割
 - (ア) 特定世帯、特定継続世帯以外の世帯 14,700円
 - (イ) 特定世帯 7,350円
 - (ウ) 特定継続世帯 11,030円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	12,200 円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	10,500 円
（イ）特定世帯	5,250 円
（ウ）特定継続世帯	7,880 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	4,880 円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4,200 円
（イ）特定世帯	2,100 円
（ウ）特定継続世帯	3,150 円

5 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の減額

(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	7,700 円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	6,860 円
（イ）特定世帯	3,430 円
（ウ）特定継続世帯	5,150 円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	5,500 円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	4,900 円
（イ）特定世帯	2,450 円
（ウ）特定継続世帯	3,680 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2,200 円
イ 世帯別平等割	
（ア）特定世帯、特定継続世帯以外の世帯	1,960 円
（イ）特定世帯	980 円
（ウ）特定継続世帯	1,470 円

6 介護納付金賦課額（介護分）の減額

(1) 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）

ア 被保険者均等割	7,560 円
イ 世帯別平等割	4,900 円

(2) 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）

ア 被保険者均等割	5,400 円
イ 世帯別平等割	3,500 円

(3) 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）

ア 被保険者均等割	2,160 円
イ 世帯別平等割	1,400 円

- 7 基礎賦課額（医療分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
- (1) 条例第20条の3第1項に規定する減額（5割減額） 12,200 円
 - (2) 条例第20条の3第3項に規定する減額
 - ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額 3,660 円
 - イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額 6,100 円
 - ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額 9,760 円
- 8 後期高齢者支援金等賦課額（支援金分）の未就学児の被保険者均等割額の減額
- (1) 条例第20条の3第1項に規定する減額（5割減額） 5,500 円
 - (2) 条例第20条の3第3項に規定する減額
 - ア 条例第20条第1項第1号に規定する保険料の減額（7割減額）後の減額 1,650 円
 - イ 条例第20条第1項第2号に規定する保険料の減額（5割減額）後の減額 2,750 円
 - ウ 条例第20条第1項第3号に規定する保険料の減額（2割減額）後の減額 4,400 円